PlatformWCDMA の現状とジョイント特許ライセンス

標準化技術には多くの特許が含まれるため、累積された特許使用料の高騰が懸念される。W-CDMA方式ではこの問題を解決するため、必須特許を保有する特許権者が共同でライセンスするための組織「PlatformWCDMA」が結成され、ライセンス事業を実施している。

 知的財産部
 中村
 修

 カー クリストファー

1. まえがき

技術の標準化は昔からさまざま な分野で行われ、統一された技術 仕様による製品やサービスの普及 促進に貢献してきた. しかし. 移 動通信技術のみならず、高度化・ 複雑化された現代の標準化技術に は一般に多くの企業による発明が 含まれており、その標準化技術を 使用するために発明の特許を有す る人や企業 (特許権者) から特許 の使用許諾すなわちライセンスを 受ける必要がある. 標準化技術の 普及のためには、誰でも市場に参 入できるようにして競争原理を働 かせ、より良い製品やサービスが 低コストで利用できるようになる ことが望ましい。一方でその技術 の研究開発に投資し、技術標準策 定に貢献した企業が特許を取得す ることによって、自社の開発コス トを他の参入企業からも回収する という考えも理解できる。そのた め多くの標準化団体においては.

標準化技術に含まれる必須特許*1 について、無償で許諾するか、あ るいは公平・合理的かつ非差別的 (FRAND: Fair, Reasonable And Non-Discriminatory) な条件での許 諾を保証する宣言書を所属メンバ が公表するように義務付けている [1]. しかし、FRAND条件は特許権 者によって基準が一定でないため に、ライセンス交渉に大変な労力 と時間を要する。さらに特許権者 が多数存在する場合には、累積さ れた特許料 (ロイヤリティ) が高 騰するという問題がある。このよ うな問題に対する具体策として特 許プールがある[2]. 特許プールと は、特定の標準化技術の必須特許 を保有する複数の特許権者が、そ れらの特許を一括してライセンス する仕組みである。特許プールに 多くの特許権者が参加し、誰でも 合理的な条件でライセンスを受け ることができるようになれば、対 応する標準化技術が利用しやすく なり、その技術の普及が促進され

る. 特許権者にとっては、特許1件 当りから得られるロイヤリティが 特許プールに参加することで制限 されることになるが、その技術が 普及し利用者が増加すれば,個別 ライセンス交渉の労力をかけずに ロイヤリティ収入を得ることがで きるという利点がある。第3世代移 動通信システム (IMT-2000) の標 準規格の1つであるW-CDMA方式 においても、ロイヤリティ高騰の 問題を解決する試みが標準規格の 検討中から行われ、その結果とし て複数の特許権者が共同で必須特 許をライセンスする PlatformWCD-MAが2003年に結成されて活動し ている。

本稿では、このPlatformWCDMA の現状と2008年4月に発表された 新しいジョイントライセンス契約 (JLA: Joint License Agreement) について解説する.

*1 必須特許:ある標準規格を実施する際に使用が回避できない特許.

Standardization

2. パテントプラット フォーム

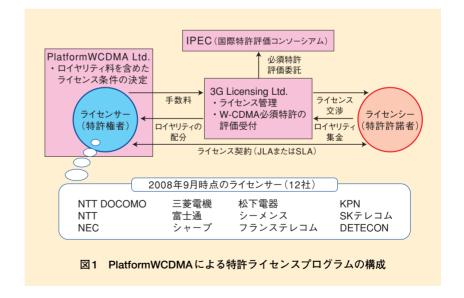
第3世代移動通信システムの標準 規格の検討に際しては、標準規格 に含まれる多数の必須特許の扱い を明確化し、特許問題を解決しよ うとする動きが1998年から始まっ た。1998年2月に通信機器メーカや 通信事業者が自発的に参加して UMTS IPR作業部会(Universal Mobile Telecommunication System Intellectual Property Right Working Group)が結成されて知的財産問題 の解決方法が検討され、1999年1月 にはパテントプラットフォームと いう、通常の特許プールとは異な る新しいライセンス方法の基本構 想が提言された。同年10月には3G パテントプラットフォームパート ナーシップ(3G3P:3G Patent Platform Partnership) が結成され, IMT-2000の標準規格における必須 特許のライセンス管理を効率良く 行うため、パテントプラットフォ ームの具体的な組織構成などの議 論が重ねられた. さらにそこで検 討された特許ライセンスの仕組み は、日米欧の独占禁止法の監督局 に対する独占禁止法上のクリアラ ンス手続きの過程で変更が加えら れた. 最終的に, IMT-2000 におけ る5つの標準規格*2それぞれの必須 特許保有者のみからなるパテント プラットフォームが、独立にライ

センス条件を定めるという基本構成が確立した[3]. 2003年9月には初めてのパテントプラットフォームとしてW-CDMA方式に対応したPlatformWCDMA Ltd.が設立されて標準規格の必須特許を対象としたライセンス条件の具体的な検討を開始し、それに伴い3G3Pは発展的に解散した。最終的に2004年10月にはPlatformWCDMAによるライセンス事業がスタートした。なお2008年9月時点、IMT-2000の他の規格に対応したパテントプラットフォームはまだ設立されていない。

3. PlatformWCDMA の構成

PlatformWCDMAによる特許ライセンスにかかわる組織構成を**図1**に示す。PlatformWCDMA Ltd.はW-CDMA方式の必須特許保有者によ

って構成される英国の保証有限責 任会社 (Company Limited by Guarantee) *3である。各必須特許保有者 はPlatformWCDMAに代表者を派遣 し. 合議によりパテントプラット フォームにおけるW-CDMA方式必 須特許のライセンス条件を制定す る. PlatformWCDMAによって制定 された特許ライセンスプログラム はライセンス管理会社(LA: License Administrator) によって 実施される. LAの主な業務は特許 許諾者(ライセンシー)へのロイ ヤリティ請求と特許権者(ライセ ンサー) への配分, 新規ライセン サーやライセンシーの勧誘・交渉 などである。現在PlatformWCDMA のLA業務は英国の3G Licensing Ltd.に委託されている. さらにW-CDMA方式の必須特許認定を全世 界で行うために、各国の特許弁護



^{*2 5}つの標準規格: W-CDMA (ITU-R勧告 における名称はIMT-2000 CDMA Direct Spread), cdma2000 (IMT-2000 CDMA Multi-Carrier), UTRA TDD (IMT-2000 CDMA TDD), UWC-136またはEDGE (IMT-2000 TDMA Single-Carrier), DECT

(IMT-2000 FDMA/TDMA) の5方式. 2007年10月にはIMT-2000にWiMAX方式が追加され標準規格は6つとなった. *3 保証有限責任会社:イギリス法上の会社 形式の1つ、株式資本をもたず、会社が 解散された場合の構成員の責任は会社の 設立時にあらかじめ決められた小額に限 定される、法人格が必要な非営利団体な どに用いられる。

十や弁理士で構成される国際特許 評価コンソーシアム(IPEC: International Patent Evaluation Consortium) が結成されている. IPEC はLAから業務を委託されているが 特許評価費用は申請者から支払わ れており、PlatformWCDMAやLA から独立した立場で必須特許評価 業務を行っている、認定された必 須特許は3G Licensing Ltd.のウェブ サイトで公開されている.

4. ジョイントライセンス 契約

4.1 JLA の策定

パテントプラットフォームのラ イセンス形態における主な特長は, 契約条件の透明性と個別契約も可 能な柔軟性にある. PlatformWCD-MA Ltd.設立当初は、標準ライセン ス契約 (SLA: Standard License Agreement) によりライセンサーと ライセンシーが個別にライセンス 契約を締結する方法のみを採用し ていた、SLAでは、特許1件当りの 標準ロイヤリティレート (SRR: Standard Royalty Rate) を0.1%とす るが、プラットフォームで認定さ れた必須特許が増加して累積され たロイヤリティレートが5%を超え た場合には、合計が5%となるよう に特許1件当りのロイヤリティレー トを再計算する[4]. これにより特 許ごとのロイヤリティレートの透 明性が確保されている. さらにラ

イセンシーが、あるライセンサー とはSLA以外の個別契約を結びた い場合でも、柔軟に対応できる。

しかし、SLAではライセンシー は各ライセンサーと個々にライセ ンス契約を締結する方法を採用し ているため手続きが煩雑であった ことから、特許プールのように一 括してライセンスする仕組みが要 望されていた. そこでPlatformW-CDMAでは、SLAの基本的な枠組 みを活かしつつ他の特許プールの ように複数の特許権者から一括し てライセンスを受けることができ る仕組みを検討し、2004年10月に ジョイントライセンス契約第1.0版 を制定した. PlatformWCDMAは JLAによるW-CDMA端末を対象と する必須特許ライセンス活動を 2005年初頭より開始し、その後、

参加ライセンサー、ライセンシー および必須特許が年々増加した (図2). 2008年9月時点, W-CDMA 端末用必須特許数は特許ファミリ*4 ベースで203件、ライセンサーの数 は12社となっている. PlatformW-CDMAではILA第1.0版の制定後も ILAのライセンス条件をおよそ2年 ごとに見直しており、2008年4月に は2009年1月から適用されるJLA 第4.0版を発表した。

4.2 JLA の特徴

一般に特許プールでは、LAがラ イセンサーよりサブライセンス権*5 を得てライセンシーと契約を締結 する形態をとるものが多いが、こ の方法ではそのライセンシーがプ ールに所属するライセンサーとの 間に別契約で免除事項があっても

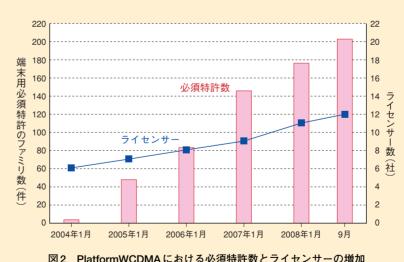


図2 PlatformWCDMAにおける必須特許数とライセンサーの増加

*4 特許ファミリ:同じ発明内容の外国にお ける特許の集合. 特許は原則として国ご とに出願・登録されるため、特許件数の 数え方として、同一発明を1件と数える 場合には特許ファミリで数える.

Standardization

対応できない、そこで、通常の特 許プールではプール外でライセン スを受けた特許に対しても、プー ルへのロイヤリティの支払いは設 定された金額をいったん全額支払 い、個別契約がある場合にはライ センサーがライセンシーに対して プールから受け取ったロイヤリテ ィの一部を返還し、精算する必要が ある. それに対して、PlatformW-CDMAのJLAでは1つの契約書で、 1ライセンシーと複数のライセンサ - の間でライセンス契約を締結す る形態をとっている. この形態な らば、ライセンシーとライセンサ ーの間でクロスライセンス^{*6}など の個別ライセンス契約が存在する 場合、当事者同士が合意してLAに 連名の書面を提出することにより. 該当するライセンサーに配分され る予定のロイヤリティ額の全部ま たは一部をあらかじめ控除するこ とが可能となり、返金のための稼

動が軽減される.製造業者間では クロスライセンス契約を締結する ケースが多いため、JLAにおける個 別ライセンス契約分の相殺の仕組 みは利便性が高い.また、ライセ ンシー自身がライセンサーでもあ る場合には自己の必須特許に対するロイヤリティを支払う必要いため、その分は前述のケースと 同様にあらかじめ相殺することが できる.結果として必須特許を保 有するベンダにとっては実質的に JLAのロイヤリティの支払いが低減 されることになる.

4.3 JLAのライセンス条件

JLAによる特許ライセンスの基本 的な条件は、W-CDMA端末(モジュールも含む)のみ対象となること、全世界での製造、販売などが 可能なことである。ロイヤリティ はPlatformWCDMA発足以来2回変 更されている。ILAの第1.0版から

第4.0版までのロイヤリティの推移 を表1に示す。ロイヤリティ設定で は、先にJLAで契約したライセン シーに不利益とならないように. 過去分のロイヤリティが改定後の JLAでも整合性が保たれるように配 慮されている. ILA第4.0版のロイ ヤリティは、基本的には端末の正 味販売額 (NSP: Net Selling Price) の1%であるが、表1および図3に 示すように端末1台当りのロイヤリ ティ金額に上限と下限を設定し, さらにその上限額はライセンス契 約の継続年数に応じて2ドルから1 ドルまで段階的に減額されること になっている. この割引きの仕組 みはJLA第4.0版の特長の1つで、 すべてのライセンシーに対して公 平な条件を提供しながら、PlatformWCDMAへの早期参加を促し ている. すなわち, 各ベンダの端 末販売量は年々増加すると考える と、販売量の少ないうちにJLAで

表1 JLAの各版におけるライセンス条件

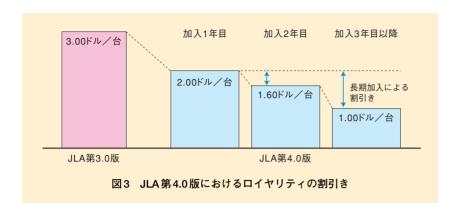
JLAの 版数	適応時期	必須認定特許数	端末価格(NSP)	ロイヤリティ	備考
1.0	2004年1月1日~ 2006年12月31日	特許数 ≦ 50	_	2.00ドル/台	
		50 < 特許数 < 101		3.00ドル/台	
		特許数 ≥101		4.00ドル/台	
3.0	2007年1月1日~ 2008年12月31日	_	NSP ≦ 100 ドル	1.50ドル/台	2006年10月31日までに契約を締結 したライセンシーにはロイヤリティ を33%割引き
			100ドル < NSP < 200ドル	NSP×1.5%	
			NSP ≧ 200ドル	3.00ドル/台	
4.0	2009年1月1日~ 2013年12月31日		NSP ≦ 100ドル	1.00ドル/台	* 加入期間により、1台当りの上限額 を引き下げロイヤリティを割引き 1年以上:上限 1.60ドル 2年以上:上限 1.00ドル
			100ドル < NSP < 200ドル	NSP×1.0%	
			NSP ≧ 200ドル	2.00ドル/台*	

注) 第2.0版は運用実績がないため省略

^{*5} サブライセンス権:特許権者からある特 許の利用を許諾された実施権者 (ライセ ンシー) が, さらに第三者に対して特許 の利用を許諾できる権利.

^{*6} クロスライセンス:特許の保有者同士が それぞれ保有している特許の利用を相互 (クロス) に許諾する特許ライセンス契 約の1形態.





契約しておけば、販売量が増えるときにはロイヤリティが割引きされるため、合計のロイヤリティ支払額を減らすことができる.

なお、第4.0版では、Platformの総必須特許数が増えているにもかかわらず、実質的にはロイヤリティが値下げされた。これは、JLAの参加ライセンシーをさらに拡大するために、市場が受け入れやすい条件を検討した結果である。W-CDMA端末ではカメラ機能やマルチメディア機能など、無線機能部分以外のアプリケーション機能に必要な製造コストの割合は増える傾向にある。W-CDMA方式の必須特許は主に無線機能部分のみに必要な特許であるから、ロイヤリテ

ィは純粋な無線機能部分の価格に対して課されるべきである.このような考え方からJLA第4.0版では、端末の販売価格が一定額以上となった場合には、その価格増加分は無線機能以外の機能のためであるとみなし、ロイヤリティ金額に上限を設けることとなった.またJLA第3.0版までのライセンス期間は2年更新であったが、第4.0版では、2009年から2013年までの5年間に拡張された.

5. あとがき

W-CDMA方式の必須特許ライセンスを行っている PlatformWCDMA の現状と、JLAの最新版となる第4.0版のライセンス条件を中心に解

説した、PlatformWCDMAはライセンサー数から見てもまだ発展途上であるが、ロイヤリティを抑えたJLA第4.0版の発表により大手ベンダを含めた潜在的なライセンシーの関心が高まっているので、メンバ数の拡大を一層推し進める予定である。さらに、W-CDMA方式の発展形であるSuper 3G(LTE:Long Term Evolution)方式の標準規格に関しても3Gと同様に累積ロイヤリティの高騰が想定されるため、PlatformWCDMAを将来方式にも適用できるように発展させていくことが期待される。

文 献

- [1] 住田, ほか: "国際標準化活動の基 礎知識と実践的手法," 本誌, Vol.14, No.1, pp76-84, Apr. 2006.
- [2] 加藤 恒: "パテントプール概説," 社団法人発明協会,2006.
- [3] 木島, ほか:"3 Gパテントプラット フォームの現状,"本誌, Vol.11, No.1, pp.95-100, Apr. 2003.
- [4] 清水克則: "パテントプールの硬直性を克服した新しい集合ライセンス・システム,"知財管理, Vol.55, No.12, pp.1721-1731, Dec. 2005.